

「紛争解決等業務に関する規則」等の一部改正について

令和8年4月1日

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

この度、「紛争解決等業務に関する規則」「紛争解決等業務に関する細則」が一部改正になることをご案内いたします。

改正後の同規則・細則、および新旧対照表は下記 URL のリンク先に掲示しております。

なお、改正後の「紛争解決等業務に関する規則」「紛争解決等業務に関する細則」は本日（令和8年4月1日）より施行となります。

1. 改正の趣旨

- ① 貸金業相談・紛争解決センターの組織体制柔軟化と業務効率の向上
- ② 情報通信技術の活用による苦情・紛争解決手続の合理化
- ③ 守秘義務違反・反社会的勢力判明時の苦情・紛争解決手続終了の明確化
- ④ 用語の整理による本規則の明確化
- ⑤ その他軽微な修正

2. 改正後の規則・細則等

URL : <https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/adr/>

以上

<お問合せ先>

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

Tel:03-5739-3861 又は 050-3494-7988